

消防本部告示第2号

君津市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図るため、君津市消防団の活動（以下「消防団活動」という。）に積極的に協力している事業所等に対して行う消防団協力事業所表示証の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 法人その他の団体の事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。
- (2) 消防団協力事業所 第6条第1項の規定により消防長から消防団協力事業所表示証（別記第1号様式。以下「表示証」という。）を交付された事業所等をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長のほか、消防団員確保推進員等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請)

第3条 表示証の交付を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所表示申請書（別記第2号様式）を消防長に提出しなければならない。

(消防団長等による推薦)

第4条 消防団長等は、消防団活動に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所の候補として消防長に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦をしようとする消防団長等は、消防団協力事業所表示推薦書（別記第3号様式）を消防長に提出しなければならない。

3 消防長は、前項の推薦書の提出があったときは、当該被推薦事業所等に対して、表示証の交付の希望の有無について確認するものとする。

(審査基準)

第5条 消防長は、第3条の規定による申請があったとき、又は前条第3項の規定による確認の結果、表示証の交付を希望する旨の意思表示があったときは、当該事業所等が消防関係法令に違反していないかどうかについて審査するものとする。

2 消防長は、前項の審査の結果、当該事業所等が消防関係法令に違反していないと認めるときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについて審査するものとする。

- (1) 複数の従業員等が君津市消防団に入団していること。
- (2) 従業員等の消防団活動について積極的に配慮していること。

(3) 災害時等の資機材等の提供、消防団の訓練場所の提供、消防団の広報など消防団活動に協力していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災力の充実強化に貢献していること。

(表示証の交付)

第6条 消防長は、前条第2項に規定する基準のいずれかに適合していると認めるときは、当該事業所等に表示証を交付するものとする。

2 消防長は、前項の規定により表示証を交付しようとする事業所等の所在地が他の市町村にあるときは、当該市町村と協議の上、当該市町村と連名で表示証を交付することができるものとする。

3 消防長は、他の市町村の消防長等が消防団の活動に積極的に協力していると認めた事業所等の所在地が本市にある場合で、当該市町村から連名で表示証を交付したい旨の協議の申入れがあったときは、第5条第1項に規定する審査を行った上で、これに応じるものとする。

(表示証の表示)

第7条 消防団協力事業所は、交付された表示証を当該消防団協力事業所の周囲から見えやすい場所に表示することができる。

2 消防団協力事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に、交付された表示証の写し（拡大又は縮小したものを含む。）を表示することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 表示証の交付に際して、消防長は、消防団協力事業所表示証交付整理簿（別記第4号様式）を備え付け、消防団協力事業所の名称、住所、交付した表示証等の有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示証の有効期間)

第9条 表示証の有効期間は、原則として、当該表示証を交付した日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けたときは、その日から2年間とする。

2 表示証の有効期間が満了したときは、第7条に規定する表示を行うことができない。

(表示証の更新)

第10条 消防長は、消防団協力事業所が次の要件すべてに該当する場合は、表示証の更新をすることができる。

(1) 表示証の有効期間の満了前であること。

(2) 表示証を更新する意思があること。

(3) 第5条に規定する審査基準に適合していること。

(表示証の返還)

第11条 消防長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当するとき

は、当該消防団協力事業所に表示証を返還させるものとする。

- (1) 事業等を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 第5条に規定する審査基準を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表示証の交付が適当でないと消防長が認めたとき。

2 消防長は、前項の規定により表示証の返還を求めるときは、当該消防団協力事業所に対し、その理由を文書で通知するものとする。

3 表示証の返還を求められた消防団協力事業所は、速やかに、表示証を消防長へ返還しなければならない。

(消防団協力事業所の公表)

第12条 消防長は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(所掌)

第13条 消防団協力事業所表示制度に関する事務は、消防本部消防総務課において所掌する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別 記
第 1 号様式（第 2 条）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。
- 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。

		色(CMYK値による色指定)
①	地色(中央部)	青(C : 68%、M : 5%、Y : 0%、K : 0%)
②	地色(上下部)	青(C : 85%、M : 40%、Y : 25%、K : 12%)
③	表示マーク(面)	赤(C : 0%、M : 95%、Y : 90%、K : 0%)
④	文字、枠線	銀

第2号様式（第3条）

消防団協力事業所表示申請書

平成 年 月 日

君津市消防長 様

協力事業所

所在地

名称

代表者

印

君津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおりに申請します。

記

- 1 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）
- ☐新規（はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）
- ☐追加（既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合）
- ☐再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）
- 2 協力内容（該当する項目に○印を記入してください。）

項目	○	取 組 内 容
1		複数の従業員が、君津市消防団員として入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資器材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

- 3 事業所に所属する消防団員等

第3号様式（第4条第2項）

消防団協力事業所表示推薦書

年 月 日

君津市消防長 様

推 薦 者

住 所

職 名

氏 名

印

君津市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり推薦します。

1 推薦事業所等

名 称	
所在地	
電話番号	

2 推薦区分（該当する区分にレ点を記入してください。）

☐新規 （はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）

☐更新 （既に消防団協力事業所の表示を受けている場合）

3 協力内容（該当する項目に○印をつけてください。）

項目 番号	○印	取 組 内 容
1		複数の従業員等が、君津市消防団員として入団している。
2		従業員の君津市消防団の消防団活動について、勤務条件に配慮している。
3		災害時等の資機材等を提供、消防団の訓練場所の提供、消防団広報など消防団活動に協力している。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に貢献している。

4 事業所に所属する消防団員等

第4号様式（第8条）

君津市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	住所	初回表示年月 更新年月 現表示有効期間	協力事項 (第4条関係)	備考 (取消し年月日等)
1				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4	☐ 申請 ☐ 推薦
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					